

第2回京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成22年11月12日(金) 午前10時～午後12時
- 2 場 所 ホテル本能寺会館 5階会議室 「雁」
- 3 出席委員 郡寫委員長, 高岡副委員長, 石田委員, 市橋委員, 岩田委員, 内山委員, 岡田委員, 越智委員, 黒坂委員, 高木委員, 高橋委員, 山下委員, 山本委員 (欠席/稲垣委員)

4 議事内容

(1) 報告

ア 第1回会議配付資料「平成20年度産業廃棄物実態調査結果」の訂正について
(資料1に基づき事務局から説明があった。)

イ 産業廃棄物の広域移動状況について
(資料2に基づき事務局から説明を受けた後, 質疑応答を行った。)

委 員: 市域外へ流出量の多い産業廃棄物がある。流出の理由をどのように考えているか。

事務局: 鋳さいや燃え殻, ばいじんは, 通常, 埋立処分するが, 市域内に最終処分場がなく, 市域外で処理される。動物系固形不要物は, 京都市卸売市場第二市場から多く発生しており, 市場で焼却されて, 燃え殻やばいじんとなる。市域内に最終処分場がないため, これも同様に市域外で埋立処分されることとなる。

がれき類については, 市内処理業者の処理能力は十分にある。しかし, 処理費用の問題, 排出場所の位置によっては処理施設までの運搬効率などを考え滋賀県など近隣の処理業者に持っていくものも多いと推測される。

委 員: 市域内処理率の向上をもっと目指すべきではないか。

事務局: 木くず, 廃プラ, がれき類に関していえば, 市内処理業者の処理能力は市内で発生する量を既に十分まかなえる状態になっている。排出事業者がどの処理業者に委託するかについて, 行政が直接関与することはできない。

委 員: この推計調査では, 排出事業者が京都市内の中間処理業者に委託すれば, それだけで市域内処理に計上され, その中間処理後物が市域外のフェニックスに埋立て処分されても市域外処理には計上されないというのか。

事務局: そのとおりである。推計調査は, いわば一次マニフェストの量を推計したものであると考えていただきたい。

(2) 「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画骨子(案)」について

(資料3及び資料4に基づき事務局から説明を受けた後, 質疑応答を行った。)

委 員: 産廃処理責任は排出事業者となる工事請負業者が負うが, 公共工事と違い, 民間発注者は適正処理に関する意識が希薄である。排出事業者の認証制度を創設するとしているが, 発注者に対してはどうするのか。

また, 品質の粗悪なりサイクル品を作っている事業者に対して, どのように指導するのか。

事務局：発注者の意識向上は、非常に難しい問題ではあるが、必要なことである。

リサイクル品の質の確保については、廃棄物処理法の規制外の部分が多いが問題意識は持っている。

委員：行政は、発注者に対する指導やリサイクル品の品質に関する指導を任意で行うことはできるが、それを廃棄物処理法を根拠として行うことは難しい。木くずのチップについて本当に使えるかどうかまでは判断できないとの判例もある。また、リサイクル品については有価物と判断している判例が多い。

事務局：有価物だと主張する業者に対しては、廃棄物性があるかどうかの観点からまずは対応していくことになる。

委員：処理業者の優良化事業について、国は評価項目の一つに財務諸表を掲げているが、市は検討例に挙げていない。その理由は何か。また、定期的に立入検査を行うとしているが、その頻度はどのくらいか。

事務局：処理業者の情報を見て排出事業者に判断してもらうようにしていきたいが、処理業者の財務諸表を見て排出事業者がどこまで判断できるか疑問がある。検討例には挙げていないが、設定しないと決めているわけではなく、引き続き検討していく。

立入検査は年に複数回実施したい。処理基準や保管基準の遵守、施設の確認だけでなく、処理の課題や従業員教育などについても話を聞いていきたい。

委員：「市民に対する施策」では、「循環型社会」だけではなく「低炭素社会」や「自然共生社会」という観点からも産業廃棄物処理を理解してもらうことが必要とされているが、骨子（案）全体としても「低炭素社会」や「自然共生社会」に触れておくべきである。

委員：前回会議の意見を踏まえ、優良処理業者の育成を図ることとしていただいたと思われる。これで処理業者の選択が容易になる。

委員：行政の計画では、新規だ、充実だといって施策が増えていくが、効率性やコストの観点からはどうなのか。体制は大丈夫か。既存施策の縮減も必要ではないか。

事務局：コスト意識は重要である。産業廃棄物行政は、モノを作るとか建てる分野ではないため予算額は少ないが、指導に当たっては人海戦術で工夫して行っているというのが実情である。人件費の面からは非常に厳しいものがある。排出事業者指導では一般廃棄物の指導担当部署の環境共生センターと連携して効率化を図り、税金の無駄遣いにならないようにしていきたい。

また、建設リサイクル法に係る立入指導は、この間の継続により成果も上がり、効率よくこなせるようになってきた。産廃保管場所の監視パトロールは民間に委託して行っている。

委員長：各委員それぞれ意見を聴いていきたい。

委員：排出事業者の立場から意見を述べる。

昨今、経済情勢を反映してリフォームが流行っているが、発注者がリフ

リフォームに求めるものは、少ない費用で快適な居住環境を作ることにある。

発注者は廃棄物処理への処理負担に難色を示す傾向にある。処理費用の負担を強いられるリフォーム業者は、必然的に安価な処分業者に処理を委託することとなり、不法投棄の蓋然性が高くなっている。

不法投棄を防止するためにも、発注者となり得る一般市民には「廃棄物の処理にはコストがかかる」ことを理解してもらいたい。

委員：骨子（案）は、よくまとまっている。

少し、処理業者の立場から意見を述べる。

一点目は、リーマンショック以降、産業廃棄物の発生量は減っているが、処理業者の数は減っていない。仕事の奪い合いが起こって処理料金を下げる業者もある。3Rの推進は必要だが、安価な処理料金で廃棄物処理の質が確保できるのか、危惧するところである。

二点目は、「不適正処理」である。排出事業者や市民は「不適正処理」といえば「不法投棄」をイメージされるが、「不適正処理」はそれだけではない。「不適正処理」がどのようなものか分からなければ「不適正処理」に気付くこともできない。処理を委託する排出事業者や市民には、もっと産廃処理のルールを知ってもらい、なにが不適正かきっちり理解してもらうことが必要である。

三点目は、リサイクルは利益率が低いということである。リサイクルで利益を上げるためには取扱量を増やさなければならないが、産業廃棄物の発生量は減ってきている。一般廃棄物にはまだまだリサイクルできるものが多くあるので、今後、産業廃棄物処理業者も一般廃棄物を扱えるようにして、リサイクル業者の育成を図るということも必要ではないか。

委員：行政は、市民に対して、身近にあるカバンなどを例にするなどして、その製造過程から発生する廃棄物の種類、処理方法やリサイクルについて、もっと分かりやすく説明する努力が必要である。そして、京都市内では処理ができない廃棄物もあることについても説明しながら、処理料金への理解を得ていったらどうか。

また、小中学生の施設見学の前に、産業廃棄物がどのように排出され、自分達はどのようにアプローチができるのかディスカッションをしてから施設見学を実施すれば効果的ではないか。

委員：3R検定の受検料は非常に高額であるため、市民や事業者が受検する際に支援をして欲しい。また、環境教育は小中学生を中心にするというが、まず保護者に勉強していただく必要があるのではないか。

委員：小中学生には、施設見学後にディスカッションを行った方が興味をもってもらえるかもしれない。保護者に産業廃棄物を理解してもらうことは必要であるが、一般廃棄物の理解も乏しい。まずは一般廃棄物を知ってもらった方がよいのではないか。

委員：計画期間を10年間という長期にするのであれば、基本的理念などで、循環型社会の構築だけでなく、低炭素社会とのリンクについても触れてお

くべきである。自然共生社会についても触れておいた方がよい。

委員：今後10年間に社会情勢が変わる可能性も考えて、具体的な施策まで今考えることは難しいものの、社会情勢が変わるという予測の下、低炭素社会、自然共生社会も視野に入れて計画を策定すべきである。

委員長：本日の議論をまとめとして、次の5点を挙げておきたい。

まず、計画の骨格は「骨子（案）」でよいが、10年後のことを考えて、循環型社会だけでなく、低炭素社会や自然共生社会についても触れておくこと。

次に、計画は主体別に構成されているが、それだけでは廃棄物の「モノ」としての流れが見えない。将来的には「モノ」としての流れをもっと見えるようにしていく必要があること。

また、ハードロー（法律）で対応できない部分については、ソフトロー（規範、指導）で補っていく必要があること。

行政は、効率だけでなく質（人材）の確保も重要であること。

計画が絵に描いたモチにならないよう、市民の視点も入れたチェックの仕組みが必要であること。

（3）その他

○ 今後のスケジュール

本日の議論を踏まえ、骨子（案）等を修正する。

次の会議は、12月下旬の開催を予定させていただく。